

2024年6月20日（木）

# 消費者スマイル基金ニュース（第62号）

## ●第14回助成事業募集のお知らせ（6/28 締切）

12月1日から、第14回助成事業の募集を開始しました。第10回から、より多くの団体の皆さまの活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対し助成することを追加しております。

第14回助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。申請期限が近づいてきていますが、引き続き助成事業募集を行っております。会員団体の皆さまにおかれましても、消費生活相談又は消費者への情報提供等行っていらっしゃる非営利法人は、助成申請が可能ですので、是非ともご検討ください。

【対象期間】2023年12月1日～2024年6月18日

申請期限 6月28日（金）

詳しくはこちらから URL：<https://www.smile-fund.jp/subsidy/index.html>

## ●消費者志向経営セミナー開催のお知らせ（続報）

今回、「事業者と消費者がともに持続可能で公正な社会を創っていく」をテーマに、消費者志向経営セミナーを開催いたします。消費者志向経営に関する諸問題について情報をお伝えしながら、相互で交流を深めるため、対面形式で行います。「企業と消費者がともによりよい社会を創るための協働・共創」について企業の取組事例をもとに考えます。

持続可能な消費者市民社会を創っていくために、企業と消費者による協働と共創を考える機会としていただくとともに、消費者スマイル基金の支援活動についても知っていただくきっかけになればと考えております。

事業者・消費者関連団体をはじめ、本テーマに関心をお持ちの方のご参加を心よりお待ちしております。

日時：7月30日（火）14:00～16:20（開場 13:30）

会場：主婦会館プラザエフ 7階「カトレア」（東京都千代田区六番町 15 番地）

参加方法：会場参加、定員 100 名（先着順）、参加費無料 申込締切：7月24日<sup>※</sup>

講演：①花王株式会社 ESG 部門 鹿木亜矢氏

②株式会社メルカリ 政策企画参事 伊藤亮太氏

後援：消費者庁

申込方法：詳しくは下記 URL のチラシページをご参照ください。

・チラシページ

<https://www.smile-fund.jp/seminar/pdf/20240730.pdf>

## ● 「ご寄付等のお願い」の発送について

認定 NPO 法人消費者スマイル基金は、当基金の適格消費者団体等を対象とした助成事業も回数を重ね、設立以来 13 回の助成事業を実施し、のべ 72 団体に対し総額 1,975 万円の助成を行うことができました。改めましてご支援をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

行政から事業を受託した結果、2024 年 4 月末時点で寄附金が約 31 万円（前年比約 39%）にとどまっております。助成事業についてさらに拡充できるよう、広く寄附を募ってまいります。

今回、会員団体の正会員の皆さまと個人会員様、過去にご寄附いただいた皆さまに「ご寄附等のお願い」を発送させていただきました。

公正な市場の形成と消費者の権利擁護のため、適格消費者団体等への助成に活用してまいりますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

**寄付受付先** 会員の方は入金の際、下記メールアドレスへご一報お願いします。

**寄付口座** ⇩ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

・三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口

・ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチキウ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

詳細はこちら ⇨ <https://www.smile-fund.jp/donation/>

消費者スマイル基金は**認定 NPO 法人**※のため、**当基金への寄付金が税制控除の対象**になります。

### \* 認定 NPO 法人とは \*

- ・ **公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・ 毎事業年度 1 回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- ・ 寄付者に対して **税制上の優遇措置**がとられます。

#### ・ 個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除 (お好きなほうをお選びいただけます)

② 住民税控除

といった 2 つの控除が受けられます。

・ 相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・ 法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。



\* 確定申告の際に必要な領収書は来年 1 月下旬ごろにお送りいたします。

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail [consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp](mailto:consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp) URL <http://www.smile-fund.jp/>

